

「千葉市ケアラー支援条例（案）の概要」に関する市民意見募集手続の実施について

千葉市議会では、ケアラーやケア対象者が抱える悩みを一家庭の問題ではなく社会の問題として認識し、誰一人取り残すことなく、全てのケアラーが希望をもって自分らしく生きることができる地域社会を実現するため、「千葉市ケアラー支援条例（案）の概要」を作成しました。

このたび、本案の概要について市民意見募集手続を実施しますので、お知らせします。

1 条例（案）の趣旨・目的

ケアラーやケア対象者を社会全体で支えるため、ケアラーを支援するときの基本的な考え方のほか、市が果たす役割、市民、事業者、関係機関、学校などが果たす役割を明らかにし、ケアラー支援を進めるために必要な基本的な事項を定めます。これらの取り組みを総合的かつ計画的に進めることで、ケアラーの負担を軽くしたり、なくしたりし、すべてのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を送ることができる地域社会を実現することを目的とします。

2 「千葉市ケアラー支援条例（案）の概要」の公表

（1）公表期間

令和8年9月1日（火）～9月30日（水）

（2）公表方法

ア 市議会ホームページへの記載

【URL】<https://www.city.chiba.jp/shigikai/ikenbosyu.html>

イ 閲覧および配布

議会事務局調査課（市役所低層棟6階）、行政資料室（市役所低層棟2階）、各区役所総務課、各図書館



3 意見の募集

（1）募集期間

令和8年9月1日（火）～9月30日（水）

（2）募集方法

「千葉市ケアラー支援条例（案）の概要に対する意見」と記載の上、住所、氏名（ふりがな）または団体名・団体の所在地・代表者氏名（ふりがな）を明記し、次のいずれかの方法により文書にてご提出ください。

(3) 提出先

ア 郵送 〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市議会事務局調査課

イ FAX 043-245-5565

ウ 電子メール chosa.AS@city.chiba.lg.jp

エ 持参 議会事務局調査課（市役所低層棟6階）、各区役所総務課

※障害等により、上記の方法による提出が困難な場合は、事前に議会事務局調査課までご相談ください。

4 市民等への周知

市ホームページ 9月1日（火）公開

5 意見等の公表

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、令和8年12月に公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報は公表しません。

＜参考＞ケアラーとは ※本条例（案）における定義

高齢や障害、病気などによって手助けを必要としている親族、友人などの身近な人に、無償で介護、看護、日常生活の世話など、必要な手助けをしている人。